

税務トピックス 四季報

第62回

遺産分割に関する 新たなルールの導入 (令和5年4月1日施行)

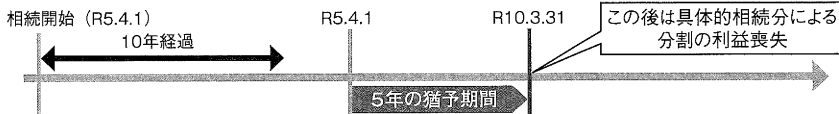
1. 長期間経過後の遺産分割の ルール

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となり、結果、遺産の管理・処分が困難になります。

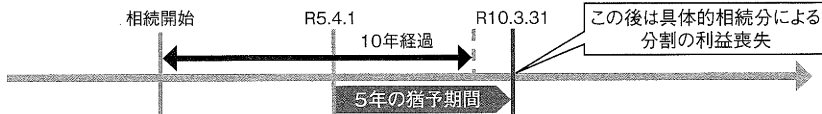
また遺産分割をする際には、法律で定められた相続分(法定相続分)等を基礎としつつ、個別の事情(例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと)を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

そこで、遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組みが新たに設けられました。

① 施行時に相続開始から既に10年が経過しているケース…R10.3.31が基準



② 施行時から5年以内に相続開始から10年が経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準



被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。

※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、上のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。

2. 改正法の影響

相続が発生して分割ができない不動産はありませんか？
(1) 相続からすでに10年以上たっている場合

令和10年3月31日までに分割ができ、登記をしなければ法定相続分の割合で登記がされます。登記をされると、それ以後土地の売却等をする場合には相続人全員の合意がないとできないので、注意が必要です。
(2) 令和10年3月31日までに相続から10年経過する場合
右記と同様令和10年3月31日までに分割ができ、登記をしなければ法定相続分の割合で登記がされます。

(3) 平成31年4月1日以後に相続となった場合
その10年後までに分割がされない場合には、法定相続分の割合で登記がされます。

【例外】

① 10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

② 10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由(※)が相続人にあった場合において、当該事由消滅時から6か月経過前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき。

※被相続人が遭難して死亡していたが、その事実が確認できず、遺産分割請求をすることができなかった等。

③ 10年が経過し、法定相続分等による分割を求めることができるにもかかわらず、相続人全員が具体的な相続分による遺産分割することに合意したケースでは、具体的な相続分による遺産分割が可能です。

(税理士 光廣 昌史)

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL: <https://www.office-m.co.jp/>

2025年 第2回 家族を幸せにする相続セミナー

「生前贈与」を活用した相続対策

相続は、発生する前から計画的に準備をすることが重要となります。今回は、相続と切り離して考えることのできる贈与について「贈与税」の基本からお話します。また、「生前贈与」を活用した相続対策を具体的な事例と共に解説いたします。生前贈与によって、将来発生する相続税の負担を減らし、準備する納税資金を少なくすることが可能です。そして、節税をより効果的にするには、贈与するタイミングとその目的がとても重要になります。ぜひ、ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

◆日時 2025年5月14日(水) 14:00~16:00
◆講師 代表取締役・税理士 光廣 昌史
◆会場 てらまちビュー・空間(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D

◆参加費 1,000円(税込)
◆定員 8名
◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ
総合企画部/下田・和田